

「医療」に関するJPA要望書

2010年3月30日
日本難病・疾病団体協議会
代表 伊藤 たてお

私たちは、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患をもちながら社会生活を送り続ける障害者として、新たな障害者制度改革について、「医療」の問題について次の要望を行います。

1. 障害者権利条約、ICFの理念にあわせて、現行の障害の範囲を広げて、難病、慢性疾患、小児慢性疾患のある人にも人権尊重の立場から、医療保障や障害者施策が受けられるよう制度を改革してください。
2. 難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患のある人のように、医療および医学的管理が必要な障害者における施策の検討は、病気や障害の進行に合わせた維持的な治療やケアへの支援策などが必要であり、当事者の実態をふまえて「谷間」ができることのないよう慎重に議論をすすめてください。
3. 難病(難治性疾患)については、現在、厚生科学審議会疾病部会難病対策委員会において、患者団体代表を含むメンバーによる新たな対策にむけての検討が始まろうとしています。また厚生労働省内にも難治性疾患対策推進チームが作られようとしています。障害者制度改革推進会議での今後の障害者施策の検討は、これらの動きとの連携や調整もふくめて議論をすすめてください。
4. 今後の医療保険制度の改革にあたっては、一定の期間以上の長期にわたる治療・投薬を必要とする難治性疾患・長期慢性疾患の自己負担の軽減 高額療養費の限度額の引き下げを要望します。
5. 当面、現在の障害者自立支援法における医療支援である自立支援医療制度は、次のような改善を早急に行ってください。
 - (1)「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国(厚生労働省)との基本合意文書」において「当面の重要な課題」とされた自立支援医療の低所得層の利用者負担は早急に無料にしてください。
 - (2)育成医療は他の障害児支援と同様、児童福祉法に基づく制度に戻して、「児童の健全な育成」の理念の下、児童の発達を阻害する要因を除去するための治療における公費負担医療制度として、先天性疾患児、慢性疾患児の治療を対象に医療費の負担軽減をはかる制度として拡充してください。
 - (3)更生医療は、ICFおよび障害者権利条約におけるリハビリテーションの考え方を基本に、障害の除去、軽減だけでなく、疾病の進行や障害の悪化を防ぐための治療も対象とする公費負担医療制度として対象とする治療の範囲を大幅に拡充し、その医療費の負担軽減をはかる制度として下さい。当面、身体障害者手帳のとれない障害者もその状態に応じて適用し、年齢制限をなくしてください。
 - (4)都道府県で行われている重度障害児者医療費助成制度を国の制度とし、当面、身体障害者手帳のとれない障害者もその状態に応じて対象とし、医療費の負担軽減を行ってください。